

日本酒の魅力発信・販路拡大支援事業 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託事業の目的

フランス・パリ市内において、ヨーロッパの富裕層をターゲットとして、日本に関心の高いシェフ、バイヤー、一般消費者等に「三重の日本酒」のプロモーションを実施し、海外に向けた販路拡大及びブランド価値向上のきっかけづくりを行います。

2 事業主体

三重県

3 事業委託の内容

(1) 委託事業名

日本酒の魅力発信・販路拡大支援事業

(2) 委託期間

契約日から平成31年2月14日（木）

(3) 委託内容

フランス・パリ市内において実施する以下のプロモーションについて、事前の連絡調整、当日の運営及び随行案内、事後のフォローアップ等、全体をコーディネートして業務を行うこと。

ア SALON DU SAKE 2018への出展

○SALON DU SAKE 2018（日程：平成30年10月6日～8日、会場：New Cap Event Center（フランス・パリ市内））において、三重県ブースとして県（数名）及び8社程度（各社1名）の県内酒蔵（以下「出展酒蔵」という。）から日本酒16銘柄程度（8社程度から各2銘柄ずつ）の出展を想定し、主催者との連絡調整、当日の運営管理等を行うこと。

○SALON DU SAKE 2018の出展に関して、1-Aプラン自治体用18㎡スタンドに申込みすること。また、出展費用は委託料に含めること。

※1-Aプラン自治体用18㎡スタンドの内容

- ・テーブル、テーブルクロス、スピット・バケツ、日本酒クーラー、氷提供、電気使用可
- ・地域PRのための講演会（1回）
- ・公式ガイド1ページ分の地域紹介
- ・公式ガイド1ページ分の広告スペース
- ・メディアへの紹介、宣伝
- ・スポンサーメディアへの自治体ロゴ掲載
- ・100枚のサロン・デュ・サケ招待状配布

- 出展時の日仏通訳者を各日4名以上、開催期間3日間通して同一人物にて手配し、通訳サービスを提供すること。また、日仏通訳者には日本酒、出展酒蔵及び商談等の必要な情報を事前にレクチャーすること。
- 出展時のブースサイン等、フランス語での必要な案内を行うこと。
- イ フランス料理レストランでの日本酒提供
 - SALON DU SAKE 2018への出展後、常設のフランス料理レストランの1店舗以上において、シェフやソムリエ等とマッチングのうえ、出展酒蔵の日本酒8銘柄程度（8社程度から各1銘柄ずつ）をフランス料理に合わせてメニューとして提供すること。
 - フランス料理レストランでの日本酒提供に必要な日本酒については、出展酒蔵と数量を協議のうえ無償提供する。
 - フランス料理レストランでの日本酒提供の結果を県及び出展酒蔵にフィードバックすること。
- ウ 日本酒の継続プロモーション
 - SALON DU SAKE 2018への出展後、出展酒蔵の日本酒8銘柄程度（8社程度から各1銘柄ずつ）を2ヶ月以上継続してシェフやバイヤー等B to Bをターゲットとしたプロモーションや営業活動を行うこと。
 - 継続プロモーションに必要な日本酒は、出展酒蔵と数量を協議のうえ無償提供する。
 - 日本酒の継続プロモーションの結果を県及び出展酒蔵にフィードバックすること。
- エ PRツールの作成及び情報発信
 - 上記ア～ウをより効果的・効率的に実施するため、フランス語でのPRツールを作成し、情報発信を行うこと。
 - 県及び出展酒蔵が使用可能なPRツールについては、別途利用が出来るようにデータでの提供も行うこと。
- オ 日本酒の輸送
 - 上記ア～ウで必要な日本酒については、日本国内の指定場所からフランス・パリ市内のSALON DU SAKE 2018会場までの輸送、保管及び通関手続き等を確実に出来るよう、日本からフランスへの日本酒の輸出実績があり、日本語で対応可能なスタッフが常駐している輸出業者、インポーター等（以下「物流業者」という）を調整のうえ出展酒蔵に紹介すること。
 - 輸送及び保管中は、日本酒の品質管理を徹底のうえ適切に輸送できるよう物流業者と連携すること。
 - フランス語ラベルの作成等、フランスへの日本酒の輸出に必要な指導を出展酒蔵に行うよう物流業者と連携すること。
 - 日本酒の輸送にかかる物流業者との契約は、物流業者と出展酒蔵との直接契約となるため、物流経費は当契約には含まず、物流業者から出展酒蔵に直接請求されるよう調整すること。

カ その他支援

- 上記ア～オをより効果的・効率的に実施するため、県と連携のうえ、三重県内にて出展酒蔵に説明会（平成30年5～6月頃）、報告会（時期未定）及び必要な連絡調整を行うこと。（県施設の指定会議室を使用の場合は会場使用料不要）
- 上記ア～オをより効果的・効率的に実施するため、フランス・パリ市内の事前視察（平成30年7月頃に現地滞在2日間程度で県が実施予定）の連絡調整、現地の随行案内等を行うこと。
- 「三重の日本酒」と併せて三重の魅力（伝統工芸、食等）を発信する等、ブランド価値向上につなげるため、より効果的な支援を行うこと。ただし、県から提供が必要な伝統工芸品、食品等については、県と協議のうえ決定すること。
- 海外に向けた販路開拓及びブランド価値向上をより効果的・効率的に行うため、上記ア～オ以外に実施可能な支援（任意）を行うこと。

4 契約上限額

4, 466, 880円（消費税及び地方消費税を含みます）

5 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。

6 納品する成果品

以下の資料を平成31年1月31日（木）までに、三重県営業本部担当課に紙媒体1部 及び 電子媒体（CD-ROM等）1式を提出してください。

- (1) 事業実施報告書（A4版・カラー）
- (2) その他必要と思われる資料

7 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「日本酒の魅力発信・販路拡大支援事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、書類審査とプレゼンテーション審査を行い、総合的に評価のうえ、

最優秀提案 1 件を選定します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができません。）

- (1) 企画提案資料提出期限
平成 30 年 4 月 12 日（木） 17 時必着
- (2) 企画提案資料提出先
〒514-8570 津市広明町 13 番地
三重県雇用経済部三重県営業本部担当課
- (3) 企画提案資料提出部数
9 提出を求める企画提案資料の内容のとおり
- (4) 企画提案資料提出方法
郵送又は持参による提出とし、メール、FAX による提出は不可とします。なお、郵送の場合、確認のため三重県営業本部担当課まで電話連絡をお願いします。
- (5) 書類審査の実施
提出された企画提案書の書類審査を行い、書類審査の結果については、平成 30 年 4 月中旬に各提案者に対して文書にて通知します。
- (6) プレゼンテーション審査の実施
書類審査にて選定された企画提案書の審査を行うため、原則として以下のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施します。
- (7) プレゼンテーション審査実施日時
平成 30 年 4 月 19 日（木）午後（予定）
- (8) プレゼンテーション審査実施場所
三重県庁 8 階 雇用経済部会議室
- (9) プレゼンテーション審査の結果については、平成 30 年 4 月下旬に各提案者に対して文書にて通知します。

8 最優秀提案を選定するための評価基準

企画提案書に記載された内容を基に、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

- (1) 妥当性
事業目的に合致し且つ具体的に記述しているか。
- (2) 確実性
事業実施にかかる豊富な知識、経験およびノウハウを有しているか。
- (3) 企画性
事業目的を達成するために効果的な提案内容となっているか。
- (4) 実施体制
事業実施にかかる十分な業務受託体制となっているか。
- (5) 経済性
費用対効果の観点から効率的な提案内容となっているか。

9 提出を求める企画提案資料の内容

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）・・・1部
※ 登記簿謄本等の要添付書類（コピー可）も1部添付してください。
※ 企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（第2号様式）も1部添付してください。
- (2) 企画提案書（様式任意）・・・8部（正本1部、コピー7部）
企画提案書のサイズはA4版（A3版による折り込み可）とします。
なお、企画提案書については、以下のア～ケの事項について出来る限り具体的な提案内容を記載してください。
- ア 業務の実施体制
- 日本国内及びフランス国内での業務実施体制（責任者、担当者の部署名、役職、氏名）
 - 業務に関連するその他の組織等との連携体制
- イ 提案書の概要
- 提案内容のポイント
- ウ SALON DU SAKE 2018への出展
- 実施内容
- エ フランス料理レストランでの日本酒提供
- 実施内容
- オ 日本酒の継続プロモーション
- 実施内容
- カ PRツールの作成
- 実施内容
- キ 日本酒の輸送
- 連携可能な物流業者の情報
 - 連携内容
 - 参考見積額（別途参考見積書の添付でも可能です）
- ※ 日本国内の指定場所からフランス・パリ市内のSALON DU SAKE 2018会場までの輸送、保管、通関手続き及びフランス語ラベルの作成等、必要な物流経費の見積額を連携可能な物流業者から徴取すること。
- ※ 輸送する日本酒の数量（想定）は、720ml 瓶容器384本（8社×各2銘柄×各24本）で積算すること。その際、内訳積算根拠等を出来る限り詳細に記載すること。
- ※ 今後の継続的な輸出を想定して、主な輸送手段はコンテナ内の温度が設定できるリーファーコンテナの船積み（混載可）を基本とするが、その他適当な輸送手段がある場合は別途記載すること。
- ク その他支援
- 実施内容

ケ 業務実施スケジュール

- 平成30年4月末までの契約締結を前提に、平成30年5月から平成31年1月までのスケジュールを記載すること。
- (3) 見積書（様式任意）・・・8部（正本1部、コピー7部）
 (2)の企画提案書に記載する業務にかかる必要経費を記載すること。
 その際、内訳積算根拠等を出来る限り詳細に記載すること。
- (4) 提案事業者の概要書・・・8部（正本1部、コピー7部）
 組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、沿革等を簡潔に記載したもの。（自社パンフレットでも可。）
- (5) 参考資料・・・8部（正本1部、コピー7部）
 その他、企画提案に関する有効な資料や、過去3年間に類似業務（日本酒のフランス展開）を実施した実績がある場合は、可能な限りその資料を添付してください。

10 質問の受付及び回答

質問等がある場合は、次のとおり**19 担当部局**まで文書（様式任意）の提出により行ってください。

- (1) 質問の期限 平成30年4月6日（金）17時まで
- (2) 質問の方法
 持参又はFAX（059-224-3024）、電子メール（eigy@pref.mie.jp）で受け付けます。なお、FAX、電子メールで提出する場合、送信後、必ず電話（059-224-2336）にて着信の確認を行ってください。
- (3) 質問への回答
 平成30年4月9日（月）17時までに原則三重県ホームページに掲載します。（掲載ページ：当事業のコンペ公告ページ）

11 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

12 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者と契約条件及び業務実施内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法

(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

- (3) 三重県会計規則(平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

13 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

14 委託料の支払方法及び支払時期

- (1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。
- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は概算払いをすることができるものとします。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

17 障がい理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

18 その他

- (1) 企画提案に要する費用は各提案者の負担とします。
- (2) 提出された各企画提案資料は返還しません。
- (3) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (4) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。
- (6) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (8) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。

19 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部三重県営業本部担当課 伝統産業・地域資源活用班 中山

電話：059-224-2336 FAX：059-224-3024

Eメール：eigyo@pref.mie.jp